

2019年 3月20日

財務省関東財務局  
水戸財務事務所長 殿

茨城県国家公務員労働組合連合会  
執行委員長 伊藤 英貴  
筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会  
議長 芝池 博幸

## 公務員宿舎に関する要求書

政府、財務省は、「国家公務員宿舎の削減計画（2011年12月）」「国家公務員宿舎使用料の見直し（2013年12月）」と福利厚生施設としての公務員宿舎（以下、「宿舎」とする）の基本方針を転換し、数年での配転を余儀なくされる国家公務員への負担を強めています。宿舎使用料見直しの三段階目の引き上げは2018年4月に終了し、宿舎の削減計画も2017年3月に終了しましたが、この間の空き宿舎の増大により入居基準が緩和されるといった矛盾も生じています。

つくば地域では、入居者のいない宿舎が多くなったことによる宿舎周辺地域での治安悪化が懸念され、また、入居者減少で宿舎の共益費が不足し、共用設備や樹木の整備等、宿舎の管理が困難な実態も生じています。一方で、あいかわらず「5類型」に属する職員でなければ宿舎の貸与は認められないため、宿舎の貸与を希望していても入居できない職員がいることや転勤時に宿舎情報の提示が遅いなどの各職場での課題もあり、民間賃貸住宅を契約している事例も見受けられます。こうしたことが、研究職場を中心に、優秀な人材確保を困難としているなど、制度改悪による影響は引き続き大きな問題となっています。

私たち、茨城国公ならびに学研労協は、独立行政法人等を含む公務職場の現状を鑑み、切実な生活実態と住環境を改善するため、下記のとおり、貴職に求めますので誠意ある対応をお願いします。

### 記

- 1 職員が安心して職務に専念できるよう、必要な宿舎や駐車場は国の責任で確保すること。
- 2 生活を直撃する宿舎使用料や駐車場使用料の引き上げとなる新たな見直しは実施しないこと。
- 3 国家公務員宿舎に入居できる5類型の取扱を廃止し、希望する全ての職員に宿舎を貸与すること。
- 4 独立行政法人等の職員についても、国の職員と同様の対応を行うこと。
- 5 老朽化した宿舎の修繕や耐震化は、早急に国の責任で行うこと。
- 6 つくば地域をはじめ、削減計画による国家公務員宿舎の入居状況を把握し、宿舎の入居率を高める措置等により、各戸あたりの共益費負担の増大を回避すること。また、原状回復の基準・運用の一層の明確化と周知により、退去時の負担や不公平感を軽減すること。緊急車両の通路確保や倒木の撤去、案内板・通路の舗装・杭の補修等の環境整備を進めること。
- 7 今後、公務員宿舎を削減、廃止する際には、入居者への事前説明を含め、十分な情報提供を行い、職員の宿舎確保に障害が生じないように必要な対応を行うこと。また、当局の都合により宿舎退去を余儀なくされる場合には、借り上げを含む代替宿舎を確保するとともに、原状回復や移転料は当局負担とすること。

以上